おらほの 納税 教室

申告書を提出する際のマイナンバーの記載と本人確認にご協力ください

確定申告書などを提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と本人確認書類（番号確認書類および身元確認書類）の提示または写しの添付が必要です

番号確認書類	身元確認書類
●マイナンバーカード ●通知カード ※ ●マイナンバーの記載された住民票の写しなどのうち、いずれか１つ ※「通知カード」は令和２年５月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。	●マイナンバーカード ●運転免許証やパスポート、など写真付きの身分証明書 ●身体障がい者手帳などのうち、いずれか１つ ●上記の書類が提示できない場合は、健康保険資格確認書と源泉徴収票などの写真付きでない書類（氏名や住所・生年月日などを確認できるもの）を２つ以上

★マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナンバーカードだけで番号確認と身元確認ができます

事業主の皆さまへ　～給与支払報告書の提出について～

令和８年度（令和７年分）給与支払報告書は、令和８年２月２日(月)が法定提出期限となりますが、申告受付などの事務処理の都合上、**令和８年１月19日(月)まで**の提出にご協力をお願いします。

給与支払報告書は、個人住民税の課税の根拠となる重要な書類ですので、給与支払額の多少にかかわらず、退職者やパート・アルバイト、季節雇用者を含む給与を支払った人全員について、従業員が令和８年１月１日現在でお住まいの市町村ごとに提出してください。

また、書面により提出する場合で、南三陸町から「給与支払報告書（総括表）」が送付されている場合は、**送付された総括表を添えて**いただくとともに、個人住民税の**徴収方法（特別徴収・普通徴収）ごとに区分して**提出してください。

なお、退職者や給与の支払期間が不定期な場合や、給与が少なく税額が引ききれない場合などを除いて、個人住民税は給与から差し引いて納めていただく「特別徴収」となりますので、事業主の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

❊今月の税・保険料❊　納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

町県民税……第４期
国民健康保険税……第８期
介護保険料……第７期
後期高齢者医療保険料…第７期

納付期限 2月2日(月)

口座振替日 1月26日(月)

問 町民税務課　税務係　☎46-1372

償却資産（固定資産税）の申告は２月２日まで

～令和８年１月１日現在の所有状況を申告してください～

償却資産を所有している個人・法人は、毎年１月１日現在の所有状況を、所在する市町村に申告しなければなりません。

●受付期間：１月５日(月)～２月２日(月)
（土・日・祝日を除く）
※受付初日と最終日は大変込み合いますので、お急ぎの人以外は時期をずらしてお越し願います。
●提 出 先：役場町民税務課または歌津総合支所
●提出書類：償却資産申告書および種類別明細書

償却資産とは

漁業、農業などの自営業者、工場、商店、アパート経営などをしている個人・法人が、その事業のために所有している構築物、機械、装置、工具、備品などのことです（土地、家屋、自動車税、軽自動車税の課税対象を除く）。

業種別の償却資産

漁　　業：漁船、船外機、漁具など
農　　業：農機具、ビニールハウス、耕運機など
工　　場：受変電設備、旋盤、溶接機など
小 売 業：冷蔵庫、陳列棚、レジスターなど
不動産業：舗装工事、駐輪場、フェンスなど

太陽光発電設備に係る償却資産の申告

太陽光発電設備は、固定資産税の課税対象となる場合があります。下記に該当する場合は、償却資産の申告が必要です。

設置者	申告が必要となる場合
個　人（住宅用）	家屋の屋根、土地などに発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置して売電している場合は、事業用資産となりますので申告が必要です。
個　人（個人事業主）	個人事業主が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電収入にかかわらず申告の対象となります。
法　人	発電出力、売電の有無にかかわらず、事業用資産として申告の対象となります。

※昨年までに申告された個人・法人には、償却資産申告書を送付しています。新たに申告をするために申告書が必要な個人・法人は、下記までご連絡ください。また、前年中に資産の増減がなかった場合でも、償却資産申告書に所定事項を記入の上、必ず提出してください。

問 町民税務課　税務係　☎46-1372

令和８年度 南三陸町育英資金貸付のお知らせ

【貸付内容】

■貸付金額
①大学など（専門学校を含む）に在学または入学見込みの人
・月額４万４千円以内
・入学時貸付金50万円以内
②高等学校に在学または入学見込みの人
・学校所在地が町内の場合：月額１万円以内
・学校所在地が町外の場合：月額１万５千円以内

■貸付条件
貸付利子…無利子
貸付期間…５年以内（修業年限）
返還期間…原則、貸付終了年度の翌々年度の４月から10年以内
※貸付者は若干名で、貸付決定者には本人宛に通知します。
※貸付者は選考委員会により決定します。
※貸付対象の要件を満たさない場合は、貸付できません。

【受付期間】 １月13日(火)～２月13日(金)

【提出書類】

1　育英資金貸付申請書・育英資金奨学生推薦書
2　住民票（世帯全員）
3　令和７年分の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書の写しなど）
4　滞納がないことの証明書
5　在学証明書または入学予定を証明する書類の写し（新たに入学する場合は合格通知書などの写し）
6　その他教育委員会が必要と認める書類

※１の育英資金貸付申請書・育英資金奨学生推薦書はホームページからダウンロードするか、教育委員会事務局学務係窓口にて配布します。

【提出先】
教育委員会事務局学務係

問 教育委員会事務局　学務係　☎46-2604